

宇宙ビジネスコーディネート事業委託業務に係る プロポーザル提案募集要項

1 目的

この要項は、「宇宙ビジネスコーディネート事業業務」を委託する者を決定するための公募型プロポーザルについて必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

宇宙ビジネスコーディネート事業委託業務

(2) 業務内容

別紙「宇宙ビジネスコーディネート事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和2年2月29日まで

(4) 委託料の上限

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 実施方法

公募型プロポーザル

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 公募開始の日から企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても山口県の「業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」に基づく参加停止を受けていないこと又は同要領別表「参加停止措置基準」の「措置要件」に該当しないこと。
- (3) 山口県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成29年山口県告示第237号）に基づく資格審査を受けて、業務委託・大分類4 調査・研究（設計関係を除く）について入札参加資格を有するものであること。
- (4) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

4 公募型プロポーザル参加申請に関する事項

公募型プロポーザル参加申請書（別紙1）を令和元年6月19（水）午後3時までに、持参または郵送により下記の提出先まで提出すること。

5 企画提案手続等に関する事項

(1) 企画提案の方法

- ・参加資格を有し、企画提案を希望する事業者は、次に挙げる書類を各8部（正本1部、副本7部）提出すること。

※A4版片面使用とすること（縦横自由。枚数制限なし。枚数の多寡は審査基準に含まない。）

ア 企画提案書

以下の項目については必ず記載すること。

- ・業務実施方針
- ・業務手法（委託業務仕様書6の業務(1)及び(2)に関する具体的提案等）
- ・業務スケジュール
- ・同種又は類似業務の実績
- ・再委託する業務及び技術協力の予定

イ 業務実施体制表

以下の項目については必ず記載すること。

- ・会社概要
- ・業務実施体制
- ・事業化アイデア相談会に従事する者の経歴（学歴・職歴、業務経歴）等

ウ 費用見積書

- ・「宇宙ビジネスコーディネート事業 委託業務仕様書」の対象経費の項目ごとの内訳をできる限り詳細に記載すること。
- ・見積金額は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。

(2) 企画提案書の提出方法及び提出期限

5（1）に掲げる書類を、企画提案提出書（別紙様式1）とともに、令和元年6月26日（水）午後3時までに、持参または郵送により提出すること。なお、郵送による申込みの場合は、「簡易書留郵便」により送付することし、提出期限内の消印有効とする。

《公募型プロポーザル参加申請及び企画提案書の提出先》

〒755-0152 山口県宇部市あすとぴあ四丁目1-1 地方独立行政法人 山口県産業技術センター 企業支援部 産学公連携室 担当：江藤 TEL：0836-53-5050 FAX：0836-53-5071 E-MAIL：sangaku@iti-yamaguchi.or.jp
--

(3) その他

ア 提案は、1単体事業者または1共同企業体につき1提案とする。

イ 提案者は、企画提案書の提出をもって、本要項及び仕様書の記載内容に同意し

たものとする。

ウ 書類作成などの提案に要する経費は応募者の負担とする。

エ 提出された書類の差し替えや訂正は認めない。

オ この要領に基づき提出された提案書類については、返還しない。

6 企画提案の審査に関する事項

(1) 審査方法

別途設置する審査委員会において審査を行い、業務委託業者の選定を行う。また、審査にあたっては、提案者は提案内容についてプレゼンテーションを実施することとする。

(2) 審査基準

審査項目及び配点は以下のとおりとする。

審査項目	審査事項	配点
実施内容	・仕様書記載の業務内容を十分に理解しているか。	10
	・衛星データを活用したビジネスモデルの構築に関し、仕様書の内容以外に有益な提案があるか。	20
	・提案内容が具体的であり、業務手法やスケジュールなどが、事業目的の達成に向けた実現性の高い内容となっているか。	20
実施体制等	・本事業を的確に遂行するだけの事業実績、必要な知見、ノウハウを有しているか。	20
	・配置予定者が業務に必要な専門性や実績を有し、業務管理が適正に行われる等、委託業務の実施に十分な体制となっているか。	20
	・所要経費の算定根拠が明確に示され、業務内容に見合った適切な経費見積となっているか。	10

(3) 審査結果

- ・審査結果については、すべての提案者に書面で通知するが、結果に係る説明は行わない。
- ・審査した提案について、実施方法等について条件を付す場合がある。
- ・選定された最優秀提案者（契約候補者）と産業技術センターとが協議し、随意契約により本業務委託の手続きを行う。

(4) その他

- ・提案者が1者であった場合は、その提案内容を審査委員会において評価した上で、採否を決定する。
- ・業務委託者が決定され次第、当該業者は、参考見積書とは別の正式な見積書を提出すること。

7 質問の受付及び回答

この要領に関する質問について、「質問書」（別紙様式2）を令和元年6月19日（水）午後3時までに、持参、郵送、メール又はFAXにより受け付ける（宛先は5（2）に同じ）ものとし、回答は原則として、質問者にFAX又は電子メールにて行うこととし、「公募型プロポーザル参加申請書」を提出した者全員に関する質問等があった場合には、全員に対してその内容を周知する。

なお、当該回答文書は、この要領を追加又は修正したものとして扱う。

8 応募スケジュール

日 時	内 容
令和元年6月12日（水）	募集開始、質問書受付開始
令和元年6月19日（水）午後3時	公募型プロポーザル参加申請書の提出締切、質問書の受付締切
令和元年6月21日（金）	質問書に対する回答
令和元年6月26日（水）午後3時	企画提案書の提出締切
令和元年7月1日から5日のうちの1日	プレゼンテーション審査の実施
令和元年7月8日（月）	選定結果通知
令和元年7月12日（金）頃	契約締結

9 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することができる。

- ・企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- ・事業者に重大な瑕疵があった場合
- ・事業執行の意思が認められない場合
- ・事業遂行能力がないと認められる場合
- ・その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

10 成果物の著作権

事業により作成した成果等の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、委託者に帰属するものとする。